

公益財団法人全日本剣道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）理事会の決議に基づき、全剣連が剣道等の統括団体としてその自覚と責任を持ち、剣道精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道の普及振興を通してその社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、全剣連において倫理委員会を設置する。

(役割・所掌)

第3条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 全剣連の倫理に関する事項を統括すること。
- (2) 全剣連及び全剣連役職員の綱紀粛正の推進を図ること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。
個人等からの役職員に関する申立を、監事に報告すること
- (4) 前号の事実確認等を目的とする外部調査委員会の設置に関すること。
- (5) リスク管理規程第11条に基づくリスク管理に関すること。

(委員)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委員長)

第5条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

- 2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
- 3 委員は、委員長が全剣連理事及び学識経験者のうちから推挙する者

を、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日より開始し、全剣連理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(外部調査委員会)

第7条の2 倫理委員会は、役職員による全剣連の定款、倫理に関するガイドライン及びその他の規則等に違反する行為の事実確認等のため、外部調査委員会の設置を会長に具申することができる。会長に事故ある場合又は会長自身が被審査者となる場合、全剣連理事会議長代行順位にしたがって、会長の職務を代行する者に意見具申を行う（以下、この代行者を含めて「会長」という。）。

- 2 会長が倫理委員会の意見具申にもかかわらず外部調査委員会を設置しない場合は、会長は全剣連理事会においてその理由を説明しなければならない。
- 3 外部調査委員会は全剣連と直接的な関係がない外部有識者3名以上で構成する。倫理委員会が委員候補を選定し、常任理事会の決定を経て会長が任命する。
- 4 審査手続等については、全剣連綱紀委員会規則の定めるところによるほか、日本弁護士連合会作成の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠するものとする。

(相談苦情窓口及び役職員通報窓口)

第8条 全剣連は、会員、その他関係者からの行事運営及び事務局運営等に関する相談苦情を受け付けるため、相談苦情窓口を設置する。また、役職員からの違反行為等の通報相談を受け付けるため、役職員通報窓口を設

置する。相談苦情窓口及び役職員通報窓口に関しては別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。
- 3 令和3年3月4日から一部改定施行する。
- 4 令和4年6月6日から改定施行する。
- 5 令和4年11月2日から改定施行する。